

都市計画公園・緑地の整備方針の策定について

1. 目的

みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進

2. 策定の方針

都市計画公園・緑地の今後の役割とあり方を明らかにする。

整備の重点化を図る事業化計画を具体的に示す。

これまでの事業手法に加え、民間の力の活用を検討する。

3. 主な内容

(1) 事業化計画

重点化公園・緑地及び 2015 年までに整備に着手する優先整備区域

・都全体：172箇所 453.84 ha

・中野区： 2 箇所 5.36 ha (中野公園、北江古田公園)

(2) 優先整備区域以外の建築制限緩和 (都市計画法第 53 条)

・区部における都市計画道路などと同じように、優先整備区域以外の区域について、建築制限の一部を緩和する。

・建築制限緩和は、平成 18 年 6 月 1 日からの施行を予定している。

(3) みどりづくりの新たな展開

・まちづくり事業や骨格となる都市施設整備(道路、河川など)との連携

・民間活力を活用した公園・緑地整備 (特許事業の活用、民設公園制度の創設)

(4) 都市計画公園・緑地の見直し

・新たに定める見直し基準に基づき、公園・緑地の新規都市計画決定及び都市計画公園・緑地の変更を行う。

(6) 整備効果の検証

・分かりやすい評価項目の設定と事業化計画の更新時(概ね 10 年ごと)における整備効果の検証を行う。

1. 策定者

東京都、特別区（23区）、市町（多摩地域の26市2町）

2. 経緯

- （1）平成17年2月15日 第1回合同策定検討会議
- （2）平成17年6月8日 「整備方針」中間まとめ(案)建設委員会報告
- （3）平成17年6月28日 「整備方針」中間まとめ公表、意見募集（～7/31）
- （4）平成17年12月27日 「整備方針(案)」公表、意見募集（～1/31）
- （5）平成18年1月16日 「みどりの新戦略ガイドライン」策定、公表（東京都）
- （6）平成18年3月28日 「都市計画公園・緑地の整備方針」策定、公表

3. 事業化計画検討対象

（全体）

都市計画決定面積	供用面積(42%)	未供用面積(58%)	
10,600ha	4,400ha	整備を要しない区域 (34%)	事業化計画検討(24%)

河川水面、社寺境内地などで、すでに公園・緑地とほぼ同等のみどりの機能が確保されている区域

（中野区）

都市計画決定面積	供用面積(74%)	未供用面積(事業化計画検討)(26%)
31.99ha	23.56ha	8.43ha

4. 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」の選定

（全体）「重点公園・緑地」、「優先整備区域」総括表

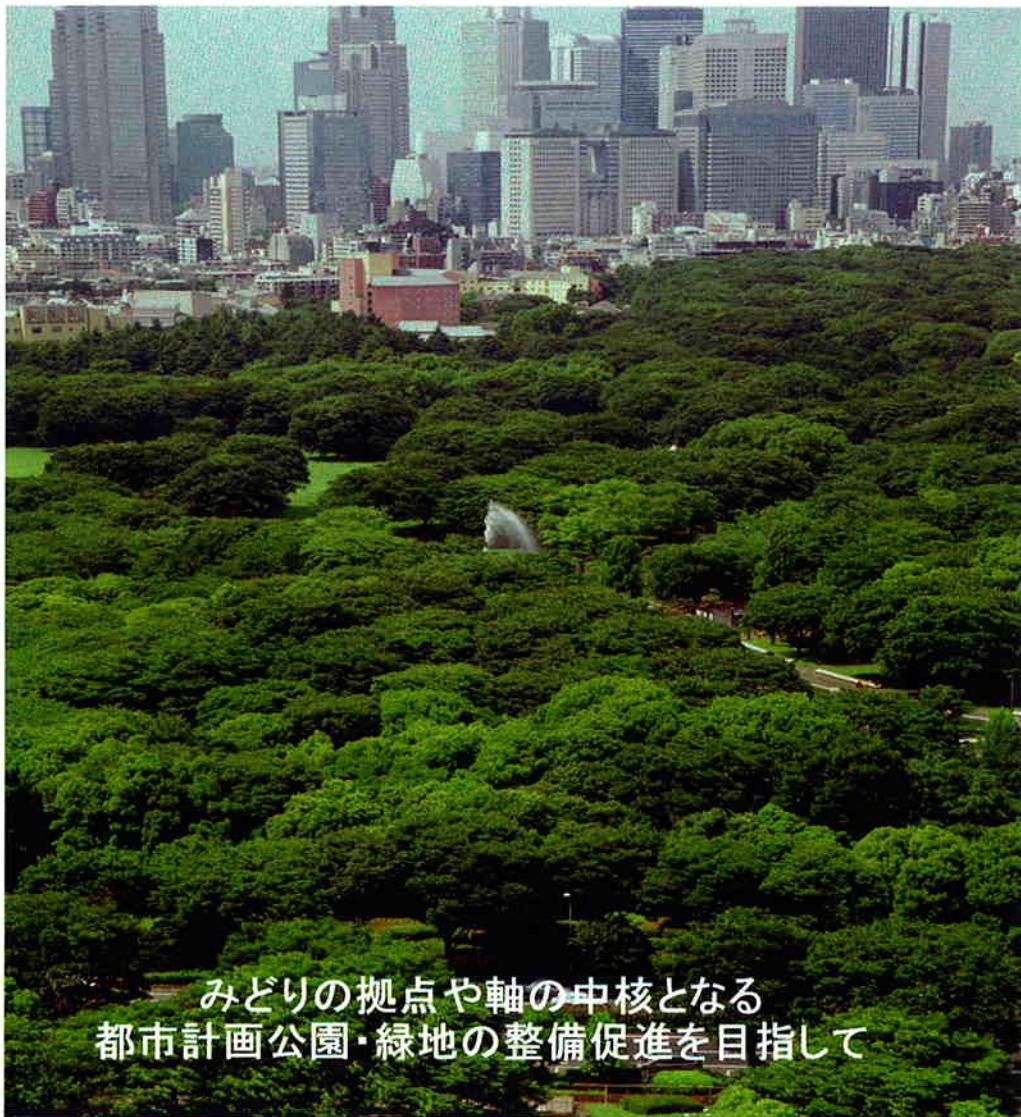
事業主体	「重点公園・緑地」	「優先整備区域」
東京都	39か所	278.44ha
特別区	60か所	90.37ha
市・町	73か所	85.03ha
全体	172か所	453.84ha

（中野区）「重点公園・緑地」、「優先整備区域」総括表

「重点公園・緑地」名称	優先整備区域面積	「優先整備区域」箇所
中野公園（平和の森）	10,300m ²	新井3丁目
北江古田公園	43,300m ²	江古田3丁目
合計	53,600m ²	2か所

都市計画公園・緑地の整備方針

概要版



代々木公園

平成18年(2006年)3月
東京都・特別区・市町

都市計画公園・緑地の整備方針

- 今日の東京は、都市の防災性や安全性の確保、ヒートアイランド現象の緩和など様々な課題を抱えています。こうした課題を解決していくためにみどりの役割は極めて大きく、みどりの確保に対する都民の期待も高まっています。
- このため、都市計画公園・緑地の計画的、効率的な整備の促進を目指し、東京都、特別区、市・町が共同で「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定いたしました。
- 本整備方針では、事業化計画を作成するとともに、民間の活力などを活かした公園を確保する新たな手法として、民設公園制度を提案しました。また、都市計画公園・緑地の見直しの基本的な考え方を示しました。

【目的】「みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の整備促進」



みどりの拠点の例(公園・緑地など)
【日比谷公園】



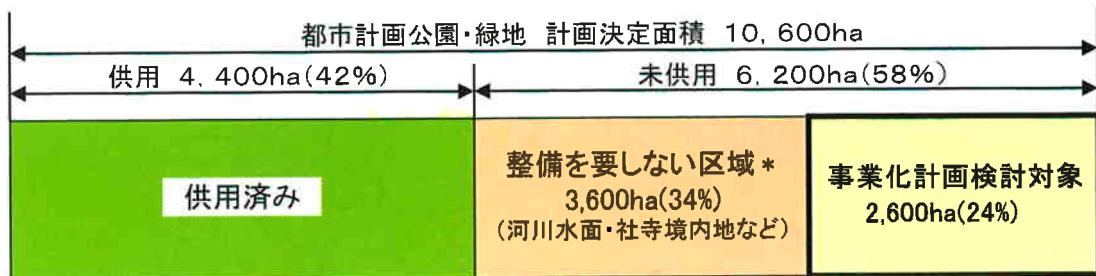
みどりの軸の例(道路や河川、崖線のみどりなど)
【表参道の街路樹】

事業化計画の作成

都市計画公園・緑地(未整備)について、公園・緑地の機能(レクリエーション・防災・環境保全・都市景観)や「水と緑のネットワーク形成」、「都市問題への対応」などの観点から検討、評価を行いました。

その上で、整備の重要性・効率性などから、2015年までに優先的に整備に着手する予定の「重点公園・緑地」を選定し、その中で「優先整備区域」を設定しました。(位置図、一覧表参照)

都市計画公園・緑地の計画決定面積10,600haのうち、事業化計画の対象となる区域は、下記の約2,600haです。

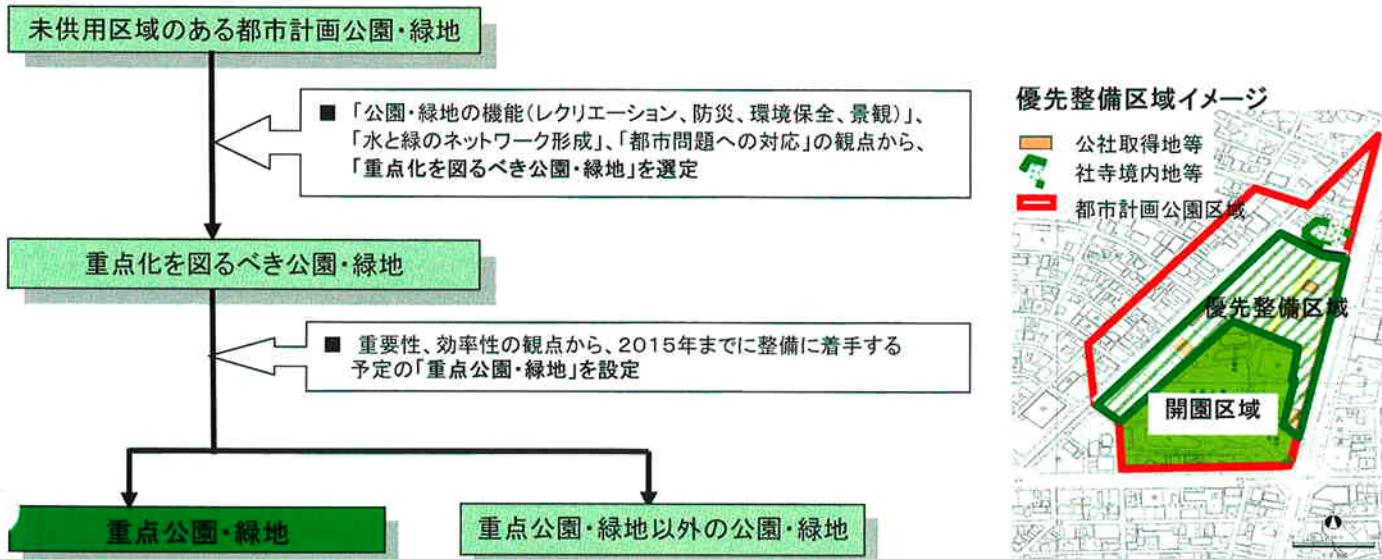


* 整備を要しない区域：すでに公園・緑地とほぼ同等のみどりの機能が確保されている区域

都市計画公園・緑地の「重点公園・緑地」の選定、「優先整備区域」の設定

未供用区域のある都市計画公園・緑地について、下記の手順により、評価、検討を行い、重点公園・緑地の選定をしました。重点公園・緑地のうち、優先的に整備に着手する予定の区域を「優先整備区域」とします。

優先整備区域の設定を含む事業化計画は、概ね10年ごとに更新し、都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備の促進を目指します。



都市計画公園・緑地区域内の建築制限緩和(都市計画法第53条)

都市計画公園・緑地の整備状況や最近の建築動向及び区部の都市計画道路や他自治体の緩和事例などを踏まえ、「多摩地域における都市計画道路の整備方針」策定内容との整合を図り、地権者の負担軽減や防災性向上などの観点から、建築制限緩和について、以下のように取り扱うこととしました。

都市計画に定めた公園、緑地に適用する。

【基本的な考え方】

- 当該建築物が、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - 当該区域の事業の実施が近い将来見込まれていないこと（優先整備区域に設定されていないこと）
 - 市街地開発事業（区画整理・再開発など）等の支障にならないこと
 - 階数が3以下であり、かつ地階を有しないこと
 - 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

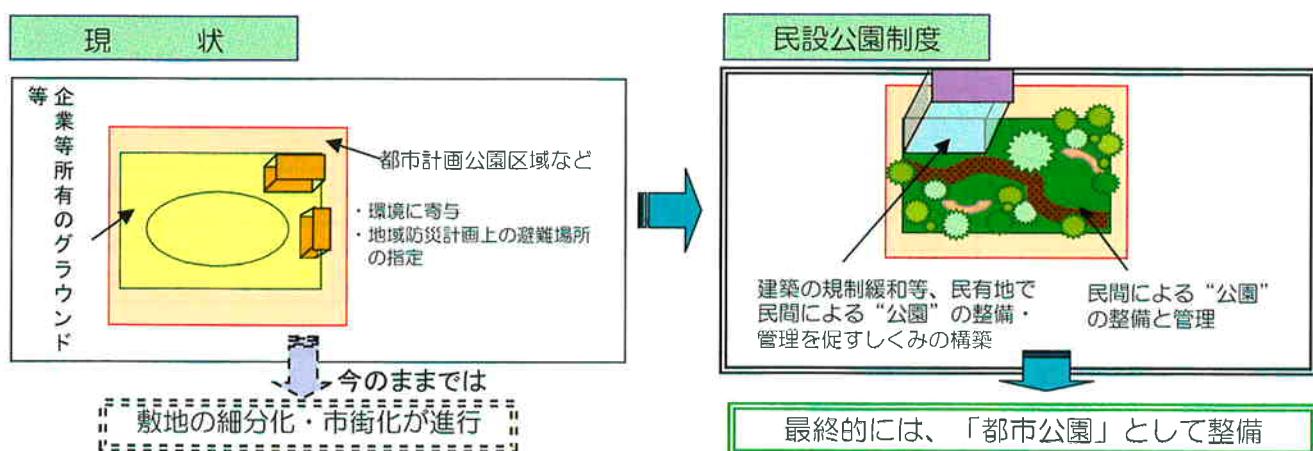
建築制限緩和は、平成18年6月1日からの施行を予定しています。

（特定行政庁により、施行時期が異なる場合があります。）

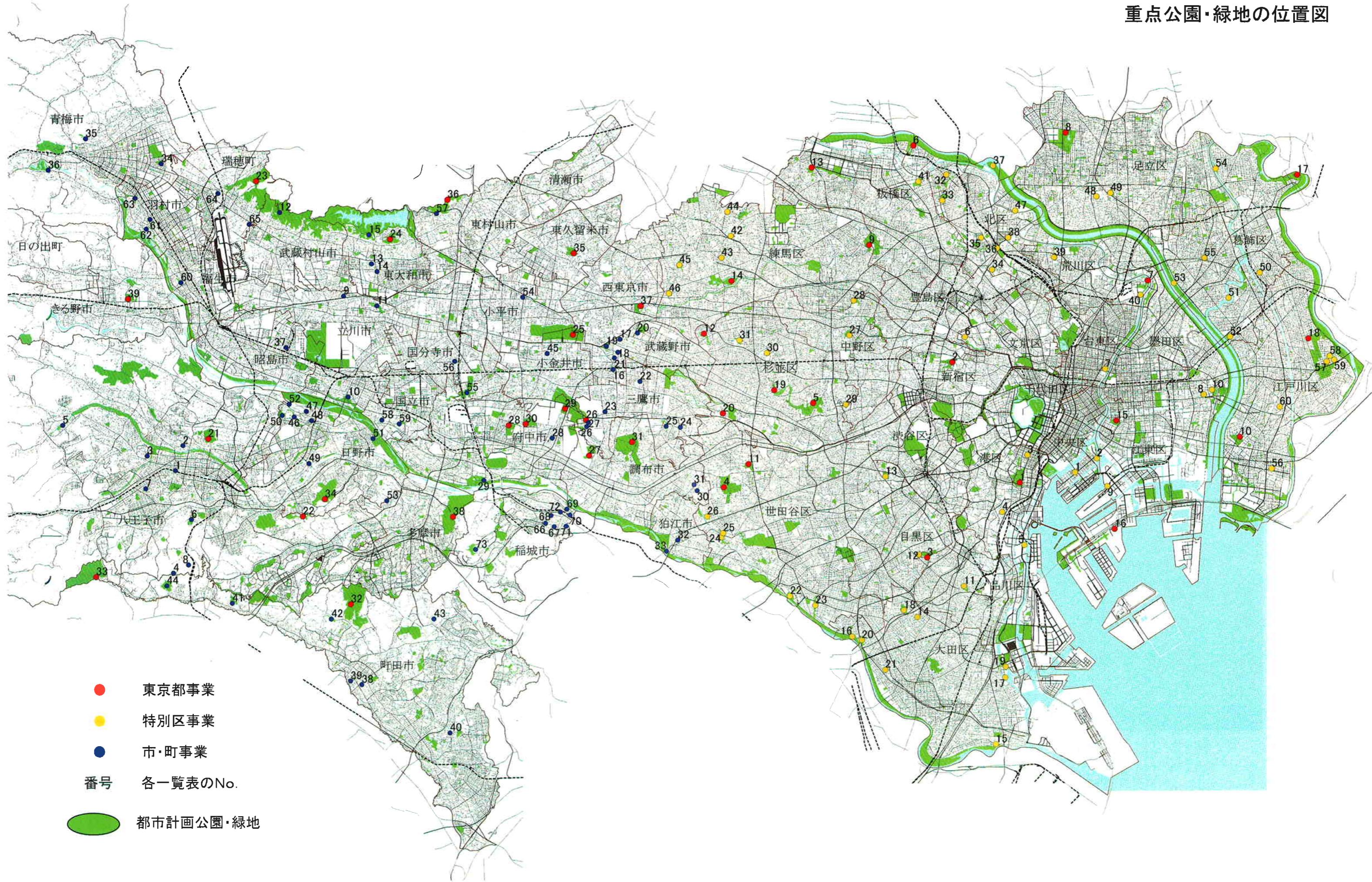
みどりづくりの新たな展開

○公園、道路、河川などの骨格となる都市施設と周辺のまちづくりを一体とし、みどり豊かで広がりと厚みをもつた良好な空間へ誘導する「環境軸」の形成を進めます。

○公共による優先整備区域以外に存在する企業グラウンドや屋敷林等の民有地など、都内の貴重なオープンスペースを対象に、『誰もが利用できるみどりのオープンスペース(以下“公園”と表記)』として、民間により早期に整備・管理することを促す新しいしくみとして民設公園制度を創設します。



重点公園・緑地の位置図



● 東京都事業「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	「重点公園・緑地」 名称	優先整備区域 面積 (m ²)	「優先整備区域」 箇所
1	芝公園	600	港区芝公園4丁目
2	戸山公園	5,600	新宿区戸山3丁目
3	目黒公園 (林試の森公園)	2,500	品川区小山台2丁目
4	祖師ヶ谷公園 (祖師谷公園)	19,600	世田谷区上祖師谷3・4丁目、祖師谷5・6丁目 成城9丁目
5	和田堀公園	95,200	杉並区成田西1丁目、成田東2丁目、大宮1・2丁目 松ノ木1・2丁目、堀ノ内1丁目
6	浮間公園	2,500	北区浮間2丁目
7	白鬚西公園	129,000	荒川区南千住8丁目
8	舎人公園	136,900	足立区古千谷1・2丁目、西伊興町、西伊興1・2・3丁目、皿沼3丁目、入谷町、舎人町
9	上板橋公園 (城北中央公園)	33,100	板橋区桜川1丁目、小茂根5丁目、練馬区水川台1丁目、羽沢3丁目
10	宇喜田公園	15,000	江戸川区北葛西3丁目
11	芦花公園 (蘆花恒春園)	11,100	世田谷区粕谷1丁目
12	善福寺公園	4,100	杉並区善福寺2・3丁目
13	赤塚公園	10,900	板橋区徳丸7丁目、赤塚4・5丁目
14	石神井公園	63,500	練馬区石神井台1・2丁目、石神井町5丁目
15	清澄公園 (清澄庭園)	5,700	江東区清澄2・3丁目
16	東京臨海広域防災公園	65,000	江東区有明3丁目
17	水元公園	170,200	葛飾区水元公園、東水元2丁目、東金町5・8丁目
18	篠崎公園	37,700	江戸川区西篠崎1丁目、上篠崎4丁目、篠崎町8丁目
19	善福寺川緑地	12,200	杉並区荻窪1丁目、成田西1・3・4丁目、成田東2・3・4丁目
20	玉川上水緑地 (玉川上水緑道)	18,000	杉並区久我山2・3丁目
21	小宮公園	5,500	八王子市大谷町、暁町2丁目
22	平山城址公園	54,300	八王子市堀之内
23	野山北・六道山公園	862,100	武蔵村山市本町3・5・6丁目、三ツ木3・4・5丁目、岸2・3・4・5丁目、瑞穂町大字殿ヶ谷字宮前、字山際、字滝田谷津、字尾引山、字尾引添、字日野出、字宮野入、大字石畠字狹山谷、字夕日台、字峰田、字狹山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷、大字駒形富士山字富士山、字富士山通り、大字高根字高根下、字山下、字打越、字池ノ上、字北狭山、字金堀沢、字田之入
24	東大和緑地 (東大和公園)	1,400	東大和市湖畔3丁目
25	小金井公園	67,700	武蔵野市桜堤3丁目、小金井市閑野町1・2丁目、西東京市向台町6丁目
26	野川公園	1,700	三鷹市大沢2丁目
27	武蔵野の森公園	240,000	三鷹市大沢5・6丁目、府中市朝日町3丁目、調布市西町
28	府中の森公園	700	府中市天神町2丁目
29	武蔵野公園	115,400	府中市多磨町2・3丁目、小金井市前原1・2丁目、中町1丁目、東町5丁目
30	浅間山公園	3,300	府中市若松町5丁目
31	神代公園 (神代植物公園)	73,700	調布市深大寺元町5丁目、深大寺南町4・5丁目、深大寺北町2丁目
32	小山田緑地	135,100	町田市下小山田字大久保、字梅木窪、字堀切、字堀谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字馬場窪、字鍬柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢、字竜沢
33	大戸緑地	107,500	町田市相原町字丑田、字大地沢、字大戸、字段木入
34	七生公園 (多摩動物公園)	3,600	日野市程久保6丁目
35	六仙公園	53,800	東久留米市中央町3丁目
36	八国山緑地	88,000	東村山市諏訪町2・3丁目、野口町3丁目、多摩湖4丁目
37	東伏見公園	68,300	西東京市東伏見1丁目
38	桜ヶ丘公園	60,100	多摩市連光寺3・5丁目
39	秋留台公園	3,800	あきる野市二宮、平沢
東京都事業 計		2,784,400	

◇()内は、主たる開園名称

(注) 優先整備区域の箇所は、記載した町丁目の一一部になります。

各公園の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口でご覧いただけます。

(東京都都市整備局では、都区市町事業のすべての箇所、区市町の担当窓口では当該区市町内の箇所をご覧いただけます。)

● 特別区事業「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	「重点公園・緑地」 名称	優先整備区域 面積 (m ²)	「優先整備区域」 箇所
1	月島第二公園	4,700	中央区勝どき1丁目
2	石川島公園	6,500	中央区佃3丁目
3	南桜公園	2,200	港区西新橋2丁目
4	三田台公園	11,400	港区三田3・4丁目
5	港南公園	20,000	港区港南4丁目
6	目白台公園	30,400	文京区目白台1丁目
7	鶴田川公園	7,700	台東区蔵前2丁目
8	新大島公園	500	江東区大島8丁目
9	豊洲公園	24,000	江東区豊洲2丁目
10	大島九丁目公園	10,000	江東区大島9丁目
11	戸越公園	14,800	品川区戸越1丁目
12	小山台公園	4,900	品川区小山台2丁目
13	鶴場二丁目公園	10,400	目黒区駒場2丁目
14	洗足小池公園	10,800	大田区上池台1丁目
15	羽田本町公園	1,200	大田区本羽田3丁目
16	多摩川台公園	6,400	大田区田園調布1・4丁目
17	大森ふるさとの浜辺公園	99,000	大田区平和の森公園及びふるさとの浜辺公園
18	洗足公園	23,800	大田区南千束1・2丁目
19	平和の森公園	6,000	大田区平和の森公園
20	丸子多摩川公園	52,400	大田区田園調布1丁目
21	鶴の木一丁目緑地	6,300	大田区鶴の木1丁目
22	二子玉川公園	62,800	世田谷区上野毛2丁目、玉川1丁目
23	等々力渓谷公園	4,900	世田谷区等々力1・2丁目、中町1丁目、野毛1丁目
24	次大夫堀緑地	3,300	世田谷区喜多見5丁目
25	成城三丁目緑地	2,300	世田谷区成城3丁目
26	成城みつ池緑地	28,100	世田谷区成城4丁目
27	中野公園	10,300	中野区新井3丁目
28	北江古田公園	43,300	中野区江古田3丁目
29	和田公園	600	杉並区和田2丁目
30	天沼公園	5,300	杉並区天沼3丁目
31	桃井中央公園	40,000	杉並区桃井3丁目
32	町田公園	8,800	北区赤羽台4丁目
33	赤羽ふれあい公園	27,600	北区赤羽西5丁目
34	外語大跡地公園	22,000	北区西ヶ原4丁目
35	北区中央公園	14,400	北区十条台1丁目
36	飛鳥山公園	5,000	北区王子1丁目、西ヶ原2丁目
37	荒川緑地	40,000	北区志茂4・5丁目
38	あすか緑地	3,300	北区王子1丁目、豊島2丁目、堀船2丁目
39	宮前公園	13,900	荒川区東尾久5、8丁目
40	南千住公園	13,000	荒川区南千住3、4、8丁目
41	小豆沢公園	1,000	板橋区小豆沢3丁目
42	三原台第二公園	1,900	練馬区三原台2丁目
43	石神井町八丁目公園	3,700	練馬区石神井町8丁目
44	北大泉公園	18,800	練馬区大泉町3丁目
45	大泉井頭公園	36,800	練馬区南大泉4丁目、東大泉7丁目
46	閑町北五丁目緑地	2,400	練馬区閑町北5丁目
47	新田公園	20,000	足立区新田3丁目
48	西新井駅西口公園	10,000	足立区西新井栄町1丁目
49	西新井公園	12,500	足立区梅島3丁目
50	細田町前沼公園	1,000	葛飾区細田3丁目
51	東立石公園	25,000	葛飾区東立石4丁目
52	新小岩公園	1,000	葛飾区西新小岩1丁目
53	荒川緑地	20,000	葛飾区堀切1丁目
54	中川緑地	29,500	葛飾区西水元1・2丁目
55	葛西用水緑地	9,000	葛飾区白鳥2丁目
56	葛西三号公園	4,000	江戸川区東着西6丁目
57	篠崎二丁目公園	1,000	江戸川区篠崎町2丁目
58	篠崎一丁目公園	1,500	江戸川区篠崎町1丁目
59	篠崎二丁目第三公園	1,600	江戸川区篠崎町2丁目
60	一之江七丁目第三公園	700	江戸川区一之江7丁目
特別区事業 計		903,700	

● 市・町事業「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	「重点公園・緑地」 名称	優先整備区域 面積 (m ²)	「優先整備区域」 箇所
1	小門公園	100	八王子市小門町
2	中野町公園	3,200	八王子市中野上町2丁目
3	横川弁天池公園	1,800	八王子市横川町

No.	「重点公園・緑地」 名 称	優先整備区域 面積 (m ²)	「優先整備区域」 箇 所
4	七国公園	23,000	八王子市宇津貴町
5	小田野中央公園	29,000	八王子市西寺方町
6	片倉つどいの森公園	79,000	八王子市片倉町
7	黒木開戸緑地	3,300	八王子市戸戸田町4丁目
8	宇津貴緑地	97,000	八王子市宇津貴町
9	砂川公園	8,700	立川市砂川町7丁目
10	立川公園	15,700	立川市柴崎町4・5・6丁目、錦町5・6丁目
11	川越道緑地	17,000	立川市幸町4・5丁目
12	野山北・六道山公園 (総合運動公園)	14,000	武蔵村山市三ツ木4丁目、岸3・5丁目
13	立野公園	1,800	東大和市立野1丁目
14	立野東公園	2,400	東大和市立野1丁目
15	東大和狹山		

都市計画公園・緑地の見直しの基本的考え方

- 本整備方針では、都市計画公園・緑地の見直しの基本的考え方を示しました。
- 既定の都市計画公園・緑地は、将来にわたり、良好な都市環境を確保するために整備することが必要な施設として都市計画決定されており、今後とも着実な整備促進を図る必要があります。
- 都市計画決定された公園・緑地の中には、河川の水面や社寺境内地等、すでに公園・緑地とほぼ同等のみどりの機能が確保されている区域が含まれているほか、いくつかの課題が内在している場合があります。
- 都市計画公園・緑地の見直しには、新規の都市計画決定及び既定の都市計画の変更の両方が含まれます。
- 今後、本整備方針を踏まえて、別途、見直しの基準を定め、個別の都市計画公園・緑地の変更の検討に入っていく予定です。

お問い合わせ先 (平成18年3月末現在)

● 東京都

- ・都市整備局都市基盤部公園緑地計画担当
- ・建設局公園緑地部計画課

03-5388-3264
03-5320-5371

● 特別区(23区)

- ・千代田区環境土木部環境土木総務課
- ・中央区土木部公園緑地課
- ・港区街づくり推進部都市計画課
- ・新宿区環境土木部道とみどりの課
- ・文京区土木部みどり公園課
- ・台東区都市づくり部公園緑地課
- ・墨田区都市計画部都市整備担当道路公園課
- ・江東区土木部水辺と緑の課
　　〃　土木部管理課
- ・品川区まちづくり事業部管理工事課
- ・目黒区都市整備部みどりと公園課
- ・大田区まちづくり推進部まちづくり課
- ・世田谷区都市整備部街づくり推進課
- ・渋谷区土木部公園課
- ・中野区都市整備部都市計画担当
- ・杉並区都市整備部公園緑地課
- ・豊島区土木部公園緑地課
- ・北区まちづくり部都市計画課
- ・荒川区土木部公園緑地課
- ・板橋区土木部みどりと公園課
- ・練馬区土木部公園緑地課
- ・足立区土木部公園緑地課
- ・葛飾区都市整備部街づくり調整課
- ・江戸川区土木部計画課

03-3264-2111 (内 2723)
03-3546-5435
03-3578-2111 (内 2217)
03-5273-3525
03-5803-1255
03-5246-1322
03-5608-6294
03-3647-9111 (内 3181)
03-3647-9111 (内 3115)
03-3777-1111 (内 5495)
03-5722-9745
03-5744-1303
03-5432-2591
03-3463-1211 (内 2632~3)
03-3228-8262
03-3312-2111 (内 3583)
03-3981-0534
03-3908-9152
03-3802-3111 (内 2752)
03-3579-2531
03-5984-1365
03-3880-5919
03-5654-8373
03-5662-8393

● 市町(26市2町)

- ・八王子市まちなみ整備部公園課
- ・立川市都市整備部公園緑地課
- ・武蔵野市都市整備部緑化環境センター
- ・三鷹市都市整備部緑と公園課
- ・青梅市都市開発部公園緑地課
- ・府中市水と緑事業本部公園緑地課
- ・昭島市都市整備部管理課
- ・調布市環境部緑と公園課
- ・町田市環境・産業部公園緑地課
- ・小金井市環境部環境政策課
- ・小平市都市建設部水と緑と公園課
- ・日野市環境共生部緑と清流課
- ・東村山市都市整備部みどりと公園課
- ・国分寺市都市建設部緑と水と公園課
- ・国立市環境部環境保全課
- ・福生市都市建設部地域整備課
- ・狛江市都市建設部計画課
- ・東大和市生活環境部環境課
- ・清瀬市建設部緑と公園課
- ・東久留米市都市建設部都市計画課
- ・武蔵村山市都市整備部建設管理課
- ・多摩市環境部公園緑地課
- ・稲城市都市建設部緑と建設課
- ・羽村市建設部公園緑政課
- ・あきる野市都市整備部まちづくり推進課
- ・西東京市都市整備部公園緑地課
- ・瑞穂町建設課
- ・日の出町都市開発課

0426-26-3111 (内 3483~4)
042-523-2111 (内 8361)
0422-60-1863
0422-45-1151 (内 2833)
0428-22-1111 (内 288)
042-335-4313
042-541-0046
0424-81-7081
042-722-3111 (内 2880)
042-387-9860
042-346-9830
042-585-1111 (内 3611)
042-393-5111 (内 2741)
042-325-0111 (内 500)
042-576-2111 (内 137)
042-551-1511 (内 80577)
03-3430-1111 (内 2543)
042-563-2111 (内 1723)
0424-92-5111 (内 392~3)
0424-70-7777 (内 2714)
042-565-1111 (内 262)
042-338-6837
042-378-2111 (内 336)
042-555-1111 (内 212)
042-558-1111 (内 2723)
0424-64-1311 (内 2432)
042-557-7659
042-597-0511 (内 351)

- 都市計画公園・緑地の整備方針の内容は、東京都都市整備局のホームページでご覧いただけます。
◇ホームページ <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>